

京都市立美術工芸高等学校物品販売事業者募集要項

令和5年4月に京都市立銅駝美術工芸高等学校（以下「銅駝美工」という。）が移転・改称し、新たに開校する京都市立美術工芸高等学校（以下「美工」という。）内における物品販売事業者（以下「事業者」という。）の募集に参加される方（以下「応募者」という。）は、この募集要項を読み、以下の事項を御承知のうえ、お申込みください。

1 募集する事業

美工内において、画材等の販売所の開業、運営までの業務を一括で実施する事業者を募集いたします。美工の生徒・教職員に対して、良質・適切な画材を安価で販売することにより、教育課程を円滑にすすめるとともに、学校教育目標の実現につながるような提案を求めます。なお、販売形態は、有人のみとします。

(1) 所在地

京都市下京区川端町15番地 京都市立美術工芸高等学校内 1階

(2) 使用部分・使用料

販売スペース（参考資料2参照） 約7㎡

※使用料については、年間26～30万円（光熱水費別）程度となる見込みです。

使用料の決定については、「7 決定後の手続 (3)」を御確認ください。

※既納の使用料は、原則として還付しません。

(3) 使用期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間とする。

なお、開業前の設営、準備等のための使用も使用期間に含まれます。遅くとも令和5年5月30日までに開業してください。

令和6年4月1日以降については、それまでの使用状況や必要性等を勘案したうえで、支障がないと本市が判断した場合、協議のうえ、使用許可を引き続き1年ごとに最長令和8年3月31日まで更新します。

(4) 施設・設備の条件

ア 構造物、設備等の付加

販売スペースには、必要に応じて、本市と協議のうえ、容易に原状復帰できる範囲内であれば、構造物・設備等を付加することが可です。この場合、設計、施工、監理、必要な許認可、運用等のすべてに事業者の負担及び責任により行っていただきます。

イ 設備の条件

(ア) 電気

使用される場合は、使用電力計測用の電気子メーターを事業者の負担及び責任により設置してください。

(イ) 通信機器

使用される場合は、事業者と供給会社との直接契約になります。必要となる通信関係の設備の付加については、上記アのとおりです。

ウ 駐車場

事業者が美工の敷地内に自動車を駐車することは、緊急時を除き、原則認めません。

ただし、物品の搬入等の場合は、事前に美工に許可を得れば可です。

(5) 営業時間等

原則として、美工の休業日及び授業を行わない日を除く、開校日に営業することとし、営業日時調整等については、美工と事業者との協議により決定するものとします。

(6) 取扱商品

描画材料（塗料・絵具等）、支持体（画用紙・スケッチブック等）等の画材を基本とします。商品販売にあたっては、適宜美工と協議してください。

(7) 許認可の取得等

必要に応じて、事業者の責任において、営業に関する許認可を取得してください。また、営業に関する関係法令等を遵守してください。

(8) 問合せ等の対応

生徒・教職員等からの問合せは、事業者が受け、誠実に対応してください。

(9) その他

ア 事業者は、使用期間が満了した場合または使用許可を取り消された場合には、本市が指定する期日までに自己の負担で販売スペースを原状回復し、返還していただきます。

イ 本件の権利について、第三者への譲渡または転貸を禁止します。

ウ 事業仕様について、疑義が生じた場合は、本市の解釈によります。

エ 販売員は、生徒・教職員に不快感を与えないよう、身だしなみを整えてください。

オ 事業者は、本市が指示する新型コロナウイルス感染症の予防対策を行ってください。

2 応募資格等

応募できる方は、次の(1)または(2)のいずれかに該当し、本要項に定める条件を十分に理解し、提案内容を責任をもって実現できる事業者とします。

(1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者

(2) 下記ア～カの条件をすべて満たし、自己を証明する書類を提出する者

ア 契約を締結する能力を有しない者または破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として、使用する者でないこと。

ウ 法人税または所得税及び消費税の未納がないこと。

エ 京都市の市民税及び固定資産税の未納がないこと。

- オ 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
- カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団に関係すると認められる者でないこと。
- キ 応募する個人、法人の代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反するとして公訴を提起された日から2年を経過しない者（無罪となった場合を除く。）
- ク 応募する個人、法人又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会から課徴金納付命令又は排除措置命令を受けた日から2年を経過しない者
- ケ 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年を経過しない者又は該当公示の日の前6か月以内に手形・小切手を不渡りした者
- コ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- サ 民法再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

3 参加資格の停止

参加資格があると認めた者が、次の項目に該当することとなったときは、参加を取り消すこととします。

- (1) 審査日までに、京都市競争入札等取扱要項第2条に規定する競争入札参加者の資格を喪失したとき。
- (2) 審査日までに、本件プロポーザルの参加に必要な資格を欠くこととなったとき。
- (3) 提出した書類に虚偽の内容が記載されているとき。
- (4) 選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行ったとき。
- (5) その他市長が特に本件プロポーザルに参加させることが不適當であると認めたとき。

4 応募申込及び提出書類

(1) 申込方法

下記提出書類を持参または郵送により、「9 問合せ先及び提出先」へ提出してください。なお、郵送の場合は、簡易書留でお願いします。

＜受付期間＞

令和5年1月30日（月）午後5時（必着）まで

※持参の場合は、午前9時から午後5時までとし、事前に「9 問合せ先及び提出先」へ連絡すること。

(2) 提出書類

次の書類を5部提出してください。※の書類は、1部のみ提出ください。

なお、「ア 参加申込書」のみ、企画提案書等提出に先立ち、令和5年1月18日
(水) 午後5時までに、電子メールで1部提出してください。

ア 参加申込書(様式1) ※

イ 企画提案書(様式2)

ウ 収支計画書(様式自由)

エ 物品販売コーナーレイアウトイメージ図(様式自由)

オ 会社概要

カ 業務実績調書(様式3)

- ・過去の実績が分かる一覧表や契約書の写し等、実績を証明する書類を添付してください。

キ 履歴事項全部証明書※

ク 納税証明書(完納している証明書) ※

- ・所得税または法人税、消費税及び地方消費税
- ・市民税若しくは法人市民税または固定資産税(本市において課税のある場合に限る)

ケ 法人にあつては、財務諸表(提出日の直前2事業年度の各年度の決算報告書(貸借対照表及び損益計画書を含むものに限る))、個人にあつては、直前2年間の確定申告書の写し※

コ 印鑑証明書(提出日の前3か月以内に発行されたもの) ※

サ 誓約書(様式4) ※

- ・京都市競争入札参加有資格者名簿に登載されている方は不要です。

シ 暴力団排除措置に係る誓約書(様式5) ※

- ・京都市競争入札参加有資格者名簿に登載されている方は不要です。

(3) 留意事項

ア 本プロポーザル参加に要する一切の費用は、応募者負担とします。

イ 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本語通貨に限ります。

ウ 提出されたすべての書類等は返却いたしません。

エ 提出期限以降におけるすべての提出書類の差換え及び再提出は、明らかな誤字脱字等があるときで、市の承諾を得た場合のほか一切受け付けません。

オ 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがあります。

5 質疑受付

(1) 受付方法

質問書(様式6)を作成のうえ、原則、電子メールにより、「9 問合せ先及び提出先」へ提出してください。持参される場合は、事前に連絡のうえ、提出してください。

(2) 受付期間

令和5年1月18日（水）午後5時まで

※持参の場合は、午前9時から午後5時まで

(3) 回答方法

質問及び回答については、令和5年1月25日（水）までに京都市教育委員会のホームページに掲載します。

なお、回答は本要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。

6 事業者の決定

(1) 事業者の選定

提出書類の内容を総合的に審査し、最も優れた事業者を選定します。審査の結果、本件にふさわしい提案がないと判断された場合は、事業者を選定しない場合があります。

(2) 評価基準

提出された提案内容について、以下に示す審査項目について採点し、その総合得点を基礎とし、審査選定を行います。

審査項目	評価方法	配点
経営状況の健全性	・現在の会社の経営状況は健全で、期間終了までに辞退をする恐れはないか。	20
	・本業務と同様または類似の事業の実績があるか。 実績がある場合、経営状況は健全であったか。	
販売商品	・美工の教育課程を円滑にすすめるために必要な画材が適切に提供できるか。	15
販売体制	・業務を遂行できる能力及び体制を有し、生徒や教職員からの問合せや要望に対して、適切に対応できるか。	15
合計点数		50

(3) 選定結果の通知

選定結果は、応募者全員へ令和5年2月中に文書で通知する。

7 決定後の手続

(1) 京都市公有財産規則に基づき、教育財産使用許可申請書を御提出いただきます。

(2) 次の場合には、事業者としての決定を取り消しますので御注意ください。

（ア）正当な理由がなく、指定する期日までに使用許可申請の手続に応じない場合

（イ）本市または学校長の数度に及ぶ更生指示に従わない時

（ウ）事業者の財政状況が悪化し、または悪化する恐れがあるという相当の事由がある時

（エ）著しく社会的信用を損なう行為等を行った場合

(3) 使用料並びに光熱水費等の実費弁償は、許可手続において決定するものとする。

8 スケジュール等

内 容	日 時	提出媒体	備考
質問受付 (様式6)	令和5年1月18日(水) 午後5時まで	データ	原則、電子メールより提出してください(データの場合は、紙での提出不要。)
質問回答	令和5年1月25日(水)		HP掲載予定
参加申込書提出 (様式1)	令和5年1月18日(水) 午後5時まで	データ	企画提案書等提出に先立ち、原則、電子メールより提出してください。
企画提案書等提出	令和5年1月30日(月) 午後5時まで	紙	持参若しくは郵送より提出してください。
事業者選定・結果通知	令和5年2月中(予定)		

9 問合せ先及び提出先

〒604-8161 京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595-3 大同生命京都ビル7F
京都市教育委員会 指導部 美術工芸高校開設準備室(担当:堀岡、小田)
TEL:(075)222-3811 FAX:(075)222-3751
E-mail:kz837-horioka@edu.city.kyoto.jp

10 その他

本募集要項について、疑義が生じた場合は、本市の解釈によります。

京都市立美術工芸高校（現銅駝美術工芸高校）の基本情報について

1 生徒数（令和 4 年 5 月現在）

美術工芸科 273 名（男 47 名、女 226 名） ※学年定員 90 名

2 教職員（非常勤嘱託等含む、令和 4 年 5 月現在）

40 名

3 学級数

9 学級 ※各学年 3 学級

4 学科

美術工芸科

5 専攻（8 専攻）

日本画、洋画、彫刻、漆芸、陶芸、染織、デザイン、ファッションアート

※ 2 年次より、各専攻に分かれます。

6 主な沿革

明治 13 年 開校（京都府画学校）※京都御苑内

明治 22 年 京都府から京都市に移管

明治 34 年 京都市立美術工芸学校と改称。絵画、図案、彫刻、描金の 4 科。

昭和 24 年 日吉ヶ丘高校（東山区）の美術課程として設置

昭和 55 年 銅駝美術工芸高校として現在地に独立開校（美工同窓会創立）

学科改編「染織科」を新設し 8 学科となる

（日本画科、西洋画科、図案科、彫刻科、漆芸科、陶芸科、服飾科、染織科）

平成 9 年 学科改編 4 学科で科名変更

西洋画科→洋画科、図案科→デザイン科、服飾科→ファッションアート科

染織科→テキスタイルアート科

平成 16 年 学科改編 「美術工芸科」に再編（8 学科→専攻に）

令和 2 年 創立 140 周年

令和 5 年 移転開校

京都市立美術工芸高校 販売スペースについて

